

告 示

埼玉県告示第百八十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）
第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、埼玉県本庄県土整備事務所において縦覧に供する。

令和七年三月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 大塩野地区

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十四号までを順次結んだ線及び標
柱十四号と標柱一号を結んだ線によって囲まれた区域

標柱番号	市 町 村	大 字	字	地 番
一	秩父郡小鹿野町	両神薄	新井	一一五八番一
二	同	同	同	一一六一番一
三	同	同	西腰	一〇五八番一
四	同	同	同	一〇七二番一
五	同	同	同	一〇七三番一
六	同	同	同	一一〇一番三
七	同	同	同	一一〇〇番
八	同	同	同	一〇六九番一
九	同	同	同	一〇五五番一
十	同	同	新井	一一六四番一
十一	同	同	同	一一六七番
十二	同	同	同	一一六九番
十三	同	同	同	一一七〇番
十四	同	同	同	一一七〇番